

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第79号	
事故等名	引船早瀬丸引船サルベージクイーン引船列衝突	
発生年月日時刻	平成20年10月9日10時00分ごろ	
発生場所	松山港検疫錨地	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月26日 広島・地方事故調査官が海難報告書を精査し、事故当時の乗組員に対して電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	A 引船 早瀬丸 462トン 134759 江田島海運株式会社	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B 引船 サルベージクイーン 不詳 不詳	C 台船 天山(長さ約90m) なし 不詳
乗組員等に関する情報	A 船長 三級海技士(航海) B C	
負傷者	A 負傷者 なし B 負傷者 なし	
損傷	A 左舷側船尾部若干の凹損 B なし C 右舷側船首部に若干の凹損	
事故等の経過	A船は、作業員1名をB船に移乗させるため松山港外港第2埠頭を発し、同港検疫錨地に錨泊しているB船の船尾に、自船の船首部を接舷するため右回頭し、B船の船尾から約30mの曳航索で繋がれたC船の船首を通航中、平成20年10月9日10時00分ごろ、A船の左舷側船尾部とC船の右舷側船首部とが衝突し、A船の左舷側船尾部とC船の右舷側船首部に損傷を生じた。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、B船に接舷する際、十分余裕をもって通航できるよう、C船の船尾方を通航しなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船がB船に接舷する際、十分余裕をもって通航するなど、操船を適切に行わなかったため、A船とC船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	